

マンション充電設備普及促進事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 5 月 15 日 5 環気家第 80 号

(改正) 令和 6 年 5 月 2 日 6 環気家第 38 号

(改正) 令和 7 年 5 月 1 日 7 環気家第 55 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の集合住宅に充電設備の設置を促進するために行う「マンション充電設備普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、集合住宅に充電設備を設置するために現地調査等の実施を必要とする者に対し、当該経費の一部を助成する。

また、集合住宅に充電設備を設置するために新たに電力契約を行う者に対し、当該電気料金の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であつて、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 90kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10kW 以上 90kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (4) V 2 H 充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (5) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対

応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

- (6) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 2 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- 3 賃貸住宅 賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした人の居住の用に供する集合住宅における家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 4 管理組合等 都内の集合住宅の管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあっては、当該集合住宅の建築主とする。）をいう。
- 5 充電事業者 集合住宅向けに充電設備の設置や運用、維持管理等のサービスを提供する事業者をいう。
- 6 特別措置 電気事業法施行規則第3条に基づき充電設備を設置するために同一敷地内において複数の電気需給契約を可能とする措置をいう。
- 7 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。

第4 本事業の内容

1 導入調査等の経費の助成

(1) 助成対象者

次に定める全ての要件を満たす者であること。

ア 充電設備を設置するために次の（ア）及び（イ）に定める要件を満たす充電事業者に現地調査、提案書作成等を依頼する管理組合等又は当該住宅の所有者（当該住宅が賃貸住宅である場合に限る。）であること。

（ア）都が設置する「マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会」に参加する充電事業者であって、集合住宅に充電設備を設置した実績を有すること。

（イ）本事業を実施する充電事業者として別に定めるところにより都の登録を受けていること。

イ アの現地調査等がアの集合住宅の居住者の用に供する駐車施設の区画等への設置に向けたものであること。

ウ 管理組合が組織される集合住宅に対してアの現地調査等を行う場合にあっては、管理組合の過去の総会又は理事会の議事録等において充電設備の設置に向けた検討が確認できること。

(2) 助成対象経費

現地調査及び提案書作成に係る経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(3) 助成金額

申請1件当たり18万円を上限とする。

(4) 実施期間

ア 助成金の交付申請期間は、令和5年度及び令和7年度とする。

イ 助成金の交付は、令和8年度までに行うものとする。

2 電気料金の助成

(1) 助成対象者

次に定める全ての要件を満たす者であること。

ア 都内の集合住宅に充電設備を設置するために新たに電力契約を行う者であって、当該住宅の管理組合等、当該住宅の所有者（当該住宅が賃貸住宅である場合に限る。）又は第4 1（1）の登録事業者であること。

イ 当該集合住宅の駐車場区画数に応じ、下表に示す充電設備を設置すること。当該集合住宅において既設充電設備がある場合は、その口数を充電設備設置口数に含めることができるが、少なくとも1口の充電設備を新たに設置すること。

当該集合住宅の駐車場区画数	充電設備設置口数
1 区画	1 口
2 区画以上 9 区画以下	2 口以上
10 区画以上 45 区画以下	駐車場区画数に 0.2 を乗じた数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数）以上
46 区画以上	10 口以上

なお、第4 1（1）の登録事業者にあつては、登録が完了した日以降に設置すること。

ウ 設置する充電設備が経済産業省の事業であるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における補助金の交付対象として当該事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが承認したものであること。

(2) 助成対象経費

充電設備の設置のために特別措置等を利用して新たに契約した電気料金の基本料金。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(3) 助成対象期間

電力の使用開始日又は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適切と認める日から令和10年3月31日までの連続した3年間とし、当該年度ごとに申請するものとする。

(4) 助成金額

助成金の交付額は次のとおりとする。

ア 高圧受電契約の場合（令和6年4月1日以降に充電設備を設置した場合に限る。）

1年間につき334万円を上限とする。

イ ア以外の場合

1 年間につき 18 万円を上限とする。

(5) 実施期間

ア 助成金の交付申請期間は、令和 5 年度から令和 10 年度までとする。

イ 助成金の交付は、令和 11 年度までに行うものとする。

第 5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第 4 による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、別に定める本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

第 6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日までに申請された本事業の助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日までに申請された本事業の助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。